

警察庁 意見

中間取りまとめたたたき台 (民間団体への援助に関する検討会)

※ 議論のたたき台とするため、一構成員の立場で作成した私案である。

平成 19 年 4 月〇日

第 3 援助拡充に向けた検討の方向性

1 早期援助団体及びその指定を目指す団体への援助の拡充

早期援助団体及びその指定を目指す団体については、前述のとおり都道府県警察費補助金による財政的援助の仕組みはあるものの、地方公共団体において十分な予算措置がなされていないとの指摘がなされている。その理由の一つとして、犯罪被害者等施策を推進する必要性や民間団体の支援活動の意義について地方公共団体に十分に浸透していないことが考えられる。

そこで、国において、3 で後述するような取組を行うことにより、国からの補助金の活用をはじめとした地方公共団体における財政的援助の充実が図られることが望まれるよう努めるべきである。

【理由】

早期援助団体及びその指定を目指す団体に対する財政的援助については、第 2 2 (1) 及び (2) で記述されているとおり、都道府県警察費補助金を活用した援助だけでなく地方公共団体独自の取組があることから、これらの財政的援助について、広く充実に向けた取組みの方向性を示すことが妥当と考えられるため。

また、「望まれる」としたのは、第 3 の 3、4 及び 5 と平仄を合わせたもの。

また、早期援助団体の指定を目指す団体については、第 2 2 (2) 及び 3 を踏まえ、~~現在国からの補助金による財政的援助の仕組みがない~~付添いや自助グループ支援等に要する経費を中心に、各地域の民間団体の現状等を踏まえ、都道府県警察費補助金の拡充をはじめ財政的援助の充実が図られることが望まれるべきである。

【理由】

早期援助団体の指定を目指す団体に対する財政的援助については、第 2 2 (2) で記述されているとおり、地方公共団体独自の取組みもあることから、都道府県警察費補助金の拡充に限定せず、広く財政的援助の充実に向けた取組みの方向性を示すことが妥当と考えられるため。

2 全国的な傘団体への援助

第2 2（3）で前述したとおり全国的な傘団体には国による財政的援助が既に行われており、~~傘団体が行う事業の重要性に鑑み、その執行状況等を踏まえ、国による財政的援助の充実が拡充を図られることが望まれるべきである。~~

また、「支援のための連携に関する検討会」における検討結果を踏まえ、研修カリキュラム・モデル案の作成・周知する際に全国的な傘団体との連携協力を図るべきである。

【理由】

傘団体に対する財政的援助については、国によるものに限定せず、広く充実に向けた取組みの方向性を示すことが妥当と考えられるため。